

白馬村地域公共交通会議設置要綱

平成 21 年 1 月 30 日
白馬村告示第 3 号

白馬村地域公共交通会議設置要綱（平成 19 年白馬村告示第 34 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、白馬村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2） 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3） 活性化再生法第 5 条に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること
- （4） 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- （5） 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- （6） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員及び任期）

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 村長
- （2） 長野県企画局交通政策課長
- （3） 北安曇地方事務所長
- （4） 大町建設事務所長
- （5） 大町警察署白馬村交番所長
- （6） 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （7） 公募による村民
- （8） 北陸信越地方運輸局長野運輸支局長又はその指名する者
- （9） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- （10） 村長が指名する村職員

2 前項に規定する第 2 号から第 10 号までの委員は、村長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者

の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 やむを得ない理由により交通会議を欠席する委員は、他の委員へ書面により委任することができるものとする。この場合において、書面により委任した委員は出席した者とみなす。

4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員の意見交換等が不当に行われるおそれ等がある場合は、会議で決すところにより非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に、関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(検討委員会)

第8条 交通会議は、必要に応じて協議事項の一部について調査、検討作業等を行うために、検討委員会を設置することができる。

2 検討委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例（昭和34年白馬村条例第3号）及び特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和34年白馬村条例第16号）に定めるところにより支給する。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第11条 交通会議に監事を2名置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が委員の中から指名した監事によって行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第13条 交通会議の庶務は、総務課において処理する。

(幹事会)

第14条 交通会議は、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の幹事は、委員の中から会長が指名する。

3 幹事会は、第2条に定める協議事項のうち、会議の運営や運行時刻の変更等軽微な事項について審議を行い、決定事項は交通会議に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。